

宜野座村 定額減税補足給付金のご案内



物価高騰による村民の負担軽減を図るため、定額減税補足給付金を支給します。

支給対象 令和6年度住民税が 宜野座村で課税されており、**定額減税しきれないと見込まれる方**
※令和5年中の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

支給額 定額減税しきれないと見込まれる額…①+②の合算額 (1万円単位で切り上げる)

- ①所得税の定額減税可能額－令和6年分推計所得税額 ※2 (①<0の場合は0)
②住民税の定額減税可能額－令和6年度住民税額 (所得割) (②<0の場合は0)

※令和6年6月10日時点の課税情報から、支給額を算定します。



$$\text{支給額} = \text{①} + \text{②}$$

例 ①+②=12,000円の場合、20,000円が支給されます。

- ※1 減税対象人数 = 納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族 (16歳未満の扶養親族を含む) の数
なお、「控除対象配偶者」「扶養親族」について、国外居住者は対象外です。
※2 令和6年分推計所得税額とは、令和6年度住民税の課税情報をもとに国が作成した算定ツールを使用して、令和6年分の所得税額を推計で算定するものです。
令和6年分所得税額が判明した際に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

支給時期 令和6年10月から順次

支給手続き 対象者には**支給のお知らせ**または**確認書**が送付されます。

■ **支給のお知らせ**が送付された方 (手続き不要)

支給のお知らせに記載されている振込先に給付金が支給されます。

※定額減税対象者がマイナンバーカードで公金受取口座を設定している場合は公金受取口座に支給されます。

■ **確認書**が送付された方 (返送必要)

確認書に必要事項を記入して、添付書類とともにご提出ください。

申請期限は令和6年12月16日(月)です。(消印有効)



低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金を騙った

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

市や内閣府などを騙る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

宜野座村役場 総務課

「定額減税補足給付金」窓口 ☎ 098-968-5111

受付時間

平日 9:00 ~ 16:30 (昼 12:00 ~ 13:00、土日祝除く)